

平成 24 年 1 月 6 日

太宰府市議会

議長 大田勝義 様

太宰府市議会携帯電話中継基地局問題特別委員会

委員長 福廣和美 様

「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例」の「再議」に関する  
意見書

平成 23 年 12 月 19 日の平成 23 年太宰府市議会第 4 回(12 月)定例会におきまして修正可決されました、議会発議による「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例」は、市長が「再議」に付す事態に至りました。

今般市長から市議会議長宛てに提出された「再議書」の二つの「理由」は、「再議」成立の要件という観点からは、以下のように甚だ大きな疑問を抱かせるものと考えます。

第一の理由は、既に市には「太宰府市携帯電話基地局設置にかかる住民紛争等の防止に向けた実施方針」が存在する故、それ以外の条例を制定する必要がない、とするものです。しかし、この「実施方針」は、いつ、どの様な経緯を経て決められたものか全く不明で、ましてや住民・市民への情報公開やその意見聴取を経た形跡もありません。つまり、これは行政執行部内の単なる申し合わせ事項で、内部的な拘束力さえないと推測され、自治体法務として、条例と較べるべきものではありません。

第二の理由は、条例制定により携帯電話基地局の整備に支障をきたすことが想定される、というものです。その想定の根拠は示されず、条例制定の意図・目的を曲解し、それが市民生活に不便・危険を及ぼすと誇大に述べ立てたに過ぎず、「再議」の理由としては、全般的外れであり、論外と考えます。

「再議」は、二元代表制という地方自治、ひいては民主主義の根幹に関わるものとして、その適用には十二分に慎重を期すことが不可欠です。つまり、「再議」に付す理由の妥当性と説得性が、「再議」成立の重要な要件であり、それを満たさない場合は、「再議」の濫用として、厳しく排除しなくてはなりません。

今般の「再議」が、上記二つの理由をもって成立するのか否かの判断は、議会または市長の一方に委ねられるものではありません。市議会におかれましては、市長からの「再議」の理由の妥当性・説得性を精査・吟味の上、「再議」成立に疑義ありの立場で、地方自治法にいう「地方公共団体の機関相互の間の紛争」として、自治紛争処理委員に調停申請され、その過程において、本案件を住民・市民に対し十分に情報公開されるよう切望いたします。

以上

市民グループ「太宰府市民塾」

代表幹事 森岡侑士

事務局 太宰府市国分 5-13-13

担当幹事 吉田幹彦

